(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取市千代水一丁目一二一番から同市気高町八束水字鶴木谷七五五番一まで	前	B A	八・五〇～一二四・〇〇 メートル	一七・三三二 キロメートル
	後	B A	一〇・八〇～一七五・〇〇	一九・三六〇
			八・五〇～一二四・〇〇	一七・三三二
			一〇・八〇～一七五・〇〇	一九・三六〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市津之郷町大字津之郷字上開地二六七番一から同市瀬戸町大字山北字加屋沖五四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月二十九日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取市小沢見字長田五八五番三から同市小沢見字東沢一四七番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月二十九日

○中国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	福山市津之郷町大字津之郷字上開地二六七番一から同市瀬戸町大字山北字加屋沖五四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月二十九日

国会事項

衆議院

裁判員予備員辞職許可

八月二十五日、議長において、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員大塚拓の辞職を許可した。

訴追委員予備員辞職許可

八月二十三日、議長において、裁判官訴追委員予備員井野俊郎の辞職を許可した。

辞職通知

八月二十三日向大野事務総長から森裁判官訴追委員会委員長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官訴追委員予備員井野俊郎の辞職を許可した旨通知した。

又八月二十五日向大野事務総長から吉田裁判官弾劾裁判所裁判長及び中村参議院事務総長宛、議長において裁判官弾劾裁判所裁判員予備員大塚拓の辞職を許可した旨通知した。

報告書受領

八月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

人事異動

内閣

○厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　松本　純

厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十四日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は八月二十五日ケニア国へ出張のため出発した。

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月二十五日）

国家公安委員会

警察庁長官

金高　雅仁

辞職を承認する

（警察庁次長）警視監　坂口　正芳

警察庁長官に任命する

（警察庁生活安全局地域課長）

警視長　扇澤　昭宏

秋田県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　松本　裕之

警視監に任命する

福島県警察本部長を命ずる

（同）同　世取山　**茂**

警視監に任命する

茨城県警察本部長を命ずる

（警視庁総務部長）警視監　筋　伊知朗

静岡県警察本部長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長）警視長　猪原　誠司

福井県警察本部長を命ずる

（警察庁警備局付）同　山本　有一

警視監に任命する

岐阜県警察本部長を命ずる

（警察庁長官官房総括審議官）

警視監　村田　隆

大阪府警察本部長を命ずる

（関東管区警察局総務監察部長）

警視長　千野啓太郎

香川県警察本部長を命ずる

（警察庁刑事局組織犯罪対策部長）警視監

福岡県警察本部長を命ずる

（福島県警察本部長）同　石田　勝彦

警視庁総務部長を命ずる

（警察庁長官官房付）同　笠原　俊彦

警視庁警務部長を命ずる

（警視庁副総監）同　山下　史雄

警視庁警務部長事務取扱を免ずる（以上八月十日）

警察庁

（警察庁情報通信局長）警察庁技官　川邉　俊一

警察庁情報通信局情報通信企画課長事務取扱を命ずる（八月九日）

（大阪府警察本部長）警視監　樋口　眞人

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　樋口　眞人

辞職を承認する

（警察庁長官官房長）同　栗生　俊一

警察庁次長を命ずる

（警察庁刑事局長）同　三浦　正充

警察庁長官官房長を命ずる

（福岡県警察本部長）同　吉田　尚正

警察庁刑事局長を命ずる

（警察庁刑事局長）同　吉田　尚正

警察庁刑事局組織犯罪対策部長事務取扱を命ずる

（警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当））同　斉藤　実

警察庁長官官房総括審議官を命ずる

（茨城県警察本部長）同　鈴木　三男

警察庁長官官房政策評価審議官兼長官官房審議官（生活安全局担当）を命ずる

（警察庁長官官房付）同　加藤　達也

警察庁長官官房審議官（警備局・２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当）を命ずる

（静岡県警察本部長）同　西川　直哉

警察大学校国際警察センター所長兼警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）を命ずる

（警察大学校長）同　安田　貴彦

警察大学校国際警察センター所長事務取扱を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　松本　裕之

（預金保険機構金融業務支援部長）　世取山　茂

警視長に任命する

警察庁長官官房付を命ずる（各通）